

交野市水道料金等徴収業務及び給水装置工事検査等業務委託 公募型プロポーザル方式の募集要項

次のとおり公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を行うので、参加を希望する場合は、プロポーザル方式参加申込書に必要書類を添付の上、提出してください。

1 業務委託概要

(1) 委託業務名

交野市水道料金等徴収業務委託及び給水装置工事検査等業務委託

(2) 業務執行場所

交野市水道局内に事務所を置き、交野市給水区域全域

(3) 業務の概要

水道料金等徴収業務

- ア. 受付業務（電話交換業務、来客者への対応、郵便物対応業務、各種申請書等の受付）
- イ. 検針業務（再検針を含む）
- ウ. 調定、更正業務
- エ. 料金収納業務、滞納整理業務
- オ. 精算業務
- カ. 開栓・閉栓業務
- キ. 給水停止業務
- ク. メーター検定満期業務
- ケ. メーター口径確認業務（年2回）
- コ. 電子計算処理業務
- サ. 予算・決算の基礎となる統計データ作成業務
- シ. その他、（ア）から（サ）に附帯する業務で、水道局が必要に応じ指示する業務

給水装置工事検査等業務

- ア. 受付業務
- イ. 給水装置工事申込書受付及び現地検査関連業務
- ウ. 給水装置工事申請に伴う道路占用経由処理業務及び国・府道の占用廃止、再占用申請業務
- エ. 指定給水装置工事事業者の申請受付業務
- オ. メーター取り付け・撤去時の対応業務
- カ. 給水装置工事検査業務

- キ. 開発許可申請等に伴う給・配水施設布設工事関連業務
- ク. データ等の閲覧及び入力
- ケ. 報告書の作成業務
- コ. その他、(ア) から (ケ) に附帯する業務で、水道局が必要に応じ指示する業務

(4) 委託期間

委託期間は、令和6年4月1日～令和11年3月31日までとします。

(5) 準備期間

契約締結日から業務委託開始日までの期間は準備期間とし、令和6年3月1日から1ヶ月間は、業務開始の準備を行うこと、当該期間に関する経費は、受託事業者の負担とします。

(6) 業務従事者体制

委託業務を堅実に実施するにあたり、各業務について、以下の人数を最低確保しなければならない。

- ① 業務総括責任者 1名（1の(3)に掲げる水道料金等徴収業務等の管理監督の実務実績を直近5年以内で、業務総括責任者であれば2年以上、副業務統括責任者であれば3年以上有するもの）
- ② 副業務統括責任者 1名
- ③ 部門責任者 料金徴収部門 1名
給水装置部門 1名（次の条件をすべて満たすこと）
 - ア. 給水装置工事主任技術者の資格を有するとともに、水道事業体で給水装置関係業務もしくは、給水装置検査業務の経験を5年以上有すること
 - イ. 水道事業体において技術分野の業務に5年以上従事し、水道施設に関する十分な知識・経験を有すること。
- ④ 業務担当者 6名以上（検針業務員は含まない）。うち1名は、水道関係の業務の経験を5年以上有していること。

(7) 本件委託業務に係る委託料の上限額

年次別委託料の上限額

令和6年度	67,848,000円	(消費税及び地方消費税を除く。)
令和7年度	67,848,000円	(消費税及び地方消費税を除く。)
令和8年度	67,848,000円	(消費税及び地方消費税を除く。)
令和9年度	67,848,000円	(消費税及び地方消費税を除く。)
令和10年度	67,848,000円	(消費税及び地方消費税を除く。)

この金額は、契約（予定）金額を示すものではありません。また、提案見積金額は、この上限額を越えてはならないものとします。

(8) 提案見積金額

提案見積金額は、本件委託業務全体の5年間に要する費用を積算して提出してください。提案見積金額は、別に定める提案見積書に明記して提出してください。

提案見積金額は5年間の総額（消費税及び地方消費税抜き）で記入してください。また、見積金額内訳書も同封してください。

(9) 契約保証金

免除

2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 交野市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに市税に滞納がない者であること。
- (5) 水道料金徴収業務（滞納整理業務・給水停止業務及び水道メーター検針業務を含む）を過去において、元請単体にて、2年以上の受託実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
- (6) 常時雇用関係がある従業員により、1の(6)に掲げる業務実施体制を確保できる者であること。
- (7) 個人情報情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (8) 暴力団員でない者、若しくは関係者でない者。
- (9) 当該業務委託は、単体企業によること。

3 実施方法

(1) 審査委員会の設置

プロポーザルにおける審査及び最終受託候補者を選定するため、交野市水道料金等徴収業務及び給水装置工事検査等業務委託事業者選定審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し審査します。

審査委員会は、参加事業者から提出された業務提案書等を審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最も評価が高い参加事業者を最終委託候補者として選定します。

(2)実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、以下の日程により実施します。

	内 容	実 施 日
1	参加申込書等のホームページ掲載	令和6年1月9日(火)
2	参加申込書提出	令和6年1月15日(月) ～ 同年1月17日(水)
3	質問書の提出	令和6年1月18日(木) ～ 同年1月19日(金)
4	質問に対する回答の掲示	令和6年1月22日(月)
5	業務提案書及び提案見積書、又は辞退届の提出	令和6年2月6日(火) ～ 同年2月8日(木)
6	業務提案書等の書類審査(一次審査)【3社までに絞る】	令和6年2月14日(水)
7	一次審査通過者(プレゼンテーション等の参加者)の通知	令和6年2月15日(木)
8	業務提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング(二次審査)	令和6年2月22日(木)
9	最終受託候補者の通知	令和6年2月27日(火)
10	契約締結	令和6年2月29日(木)
11	受託者研修	令和6年3月1日(金) ～ 同年3月31日(日)
12	業務開始	令和6年4月1日(月)

※注意点

- ① 提出期限における受付時間は、いずれも午後4時までとします。
- ② 書類等の提出方法及び連絡方法は各項目所定の方法で行ってください。
- ③ 持参以外の方法で書類等を提出する場合は、事前に電話(072-891-0016)で水道局総務課お客様サービス係に連絡してください。

4 参加申込み手続き等

- (1) 参加申込書の配布は次のとおりとします。

交野市水道局ホームページよりダウンロード

- (2) 参加申込みをされる事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、プロポーザル方式参加申込書（様式第1号）に必要書類を添付の上、提出期限までに提出してください。
- (3) 提出書類
 - ① 会社概要関係書類
資本金、所在地、業務内容、社歴等が確認できるもの。
 - ② 財務状況関係書類
直近2か年の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）
 - ③ 労働条件関係書類
労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの。
就業規則
労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書
 - ④ 賠償保険加入状況
不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できるもの。
保険証書の写し等
 - ⑤ 2の（5）の受託実績を証する契約書の写し、又は実績を証明できる書類
 - ⑥ 消費税及び地方消費税並びに市税に滞納がないことの証明書
- (4) 提出期間
参加申込書等の提出期間は、令和6年1月15日（月）午前10時から令和6年1月17日（水）午後4時までとします。
- (5) 提出先
交野市水道局総務課お客様サービス係
- (6) 提出方法
持参若しくは郵送とする。郵送の場合は提出期限内必着とします。

5 業務提案書等の作成に係る質問の受付等

- ① 提案書等作成に係る質問がある場合は、プロポーザル方式参加に関する質問書（様式第9号）により質問内容を電子メールにて提出してください。
- ② 提出期間は、令和6年1月18日（木）午前10時から令和6年1月19日（金）午後4時までとします。
- ③ 質問に対する回答については、電話及び口頭による個別の対応は行わないものとします。なお、令和6年1月22日（月）に、すべての質問に対する回答を、交野市ホームページに掲載します。

6 業務提案書等の提出

参加事業者は、プロポーザルの実施にかかる提案書等を作成の上、業務提案申込書（様式第2号）を添えて、提出期限までに提出してください。

(1) 提出期間

令和6年2月6日（火）午前10時から令和6年2月8日（木）午後4時まで

(2) 提出場所

交野市水道局総務課お客様サービス係

(3) 提出方法

提出方法は、当該事業者による持参を原則とします。持参以外の方法で書類等を提出する場合は、必ず交野市水道局 総務課 お客様サービス係（072-891-0016）に連絡してください。（電子媒体、ファクシミリでの提出は認めない。）

(4) 提出部数

① 業務提案書

正本1部、副本7部。

② 見積書（様式第3号）・見積金額内訳書（様式第4号）

各1部

③ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式5号）

1部

④ 上記一式をCD-ROMに記録したものを1枚

⑤ 返信用封筒（定型封筒120mm×235mm）に434円切手を添付し、宛名を記入したもの。（一次審査結果通知用）

(5) 業務提案書の内容

業務提案書（様式第6号）の記載内容については、以下の章立てに沿い、作成してください。

- ① 会社概要及び財務状況
- ② 個人情報保護関連の資格
- ③ 受託業務実績
- ④ 業務実施体制
- ⑤ 技術提案
- ⑥ 業務引受け及び業務引渡しに対する考え方
- ⑦ 個人情報保護に対する考え方
- ⑧ 災害等の非常時及び繁忙期に対する考え方
- ⑨ 実施可能な地域貢献
- ⑩ その他の業務提案
- ⑪ 添付書類

(6) 業務提案書の作成形態

- ① 業務提案書の表紙には業務提案書【正】（様式第7号）【副】（様式第8号）を使用し、事業者名、提出日付、業務提案書ごとの通し番号を記入の上、頁の最初に目次を付け、各頁に番号を記入し提出部数ごとに綴り提出してください。
- ② 業務提案書等の作成にあたっては、日本語を使用し、日本工業規格A4版縦置き横書き左綴りで作成し、ファイルとじにして、正本1部、副本7部を提出してください。

(7) 注意事項

業務提案書に事業名は記載しないでください。また、業務提案書の内容に金額は記載しないでください。（事業者名は業務提案書の表紙にのみ記載してください。）

(8) 提案見積書

提案見積書には、積算内訳書を添付し、業務提案書とは別に厳重に封かんの上、1部提出してください。

(9) 不参加の場合

辞退届（様式第12号）を提出してください。

(10) その他

提案書等の作成に要する費用は、参加事業者の負担とし、提出された提案書等の返却は行わないこととします。

7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 提案書等が提出された後、審査委員会は、一次審査（書類審査）を行い、プレゼンテーション及びヒアリングの参加者を決定（3社）

通知：令和6年2月15日（木）

- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施要件

① 日時及び場所

日時：令和6年2月22日（木）午後1時 より

場所：大阪府交野市私市2丁目24番1号 交野市水道局私市ポンプ場
2階 会議室

（最寄駅 京阪電鉄河内森駅又はJR学研都市線河内磐船駅）

※応募件数により変更有、事前通知します。

② 実施時間

プレゼンテーションは、各参加申出事業者30分以内とします。プレゼンテーション終了後、ヒアリングを15分程度行います。

③ 実施方法

自由形式としますが、参加申出事業者が特定されるものは除いてください。希望する事業者は、電子機器を用いて行うことが出来ますが、使用する機器（特にPC）は、事業者において用意してください。

④提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできません。

⑤出席人数

出席人数は、業務提案書の内訳を熟知している3名までとします。出席者の役職、氏名を業務提案書提出時に担当者に届け出てください。

8 プロポーザルの審査方法等

(1) プロポーザルの審査方法及び最終受託候補者の決定方法。

①審査委員会は、第一次審査として、書類審査を行う。

評価基準に基づき、それぞれの参加申出事業者の業務提案書の各項目につき評価及び採点を行い、評価基準点の最も高い者3社を抽出し、プレゼンテーション等参加者に決定します。（様式第13号）を送付します。

②プレゼンテーションを実施し、ヒアリングを基に総合的な審査を行う。

(2) 審査委員会は、第一次審査の評価基準点とプレゼンテーション等の評価基準点を合計し、評価基準点の最も高い者を最終受託候補者として選定します。

(3) 最終受託候補者に決定した参加申出事業者には、プロポーザル方式選定結果通知書（様式第10号）を送付します。

(4) 最終受託候補者に選定されなかった参加申出事業者には、プロポーザル方式非選定結果通知書（様式第11号）を送付します。

9 企画・提案に瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合又は、提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、その内容を審査委員会が審査し、その取扱いについて決定します。当該参加事業者には、その瑕疵についてヒアリングを行なう場合もあります。

その瑕疵が、重要又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合もあります。

10 各関係法令等の遵守

参加事業者は、プロポーザルへの参加により、本件公募型プロポーザル方式の募集要項を遵守することを誓約するものとみなします。

参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに瑕疵が有る場合に準じて取り扱うこととします。

1.1 問合せ先及び担当

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

〒576-0033 大阪府交野市私市2丁目24-1

交野市水道局総務課お客様サービス係

電話 072-891-0016

FAX 072-893-0652

メールアドレス suidouo@city.katano.osaka.jp